

1. 現状のまとめ

1) 人口、要介護等認定者数

総人口は減少傾向ですが、高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化率が上昇しています。今後も高齢者数とその割合の増加が見込まれます。

要介護等認定者については、平成27年度から平成28年度にかけて増加傾向にあり、平成28年度から平成29年度はほぼ横ばいとなっています。今後高齢者数の増加が見込まれ、それに伴い要介護等認定者数の増加も考えられることから、地域支援事業及び介護保険事業をより一層充実させることが重要です。

2) 高齢者の現状

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における各項目判定結果から、認知症予防に取り組むことが非常に重要であることが明らかとなり、認知症施策の強化が必要です。さらに転倒リスク、うつ予防、閉じこもり予防、口腔機能、運動機能を改善する取り組みの強化も重要です。

また、うつ予防や閉じこもり予防の対策の一つとして、外出・社会参加等の機会を充実させることが重要です。高齢者自身においては、日頃からの健康づくりや転倒予防対策が重要であり、他にも移動サービスの拡充や交流・社会参加等の外出の目的となる機会の充実が併せて重要となります。特に移動サービスについては、調査の結果より実際の利用及び需要が高いことから、既存サービスの活用や新たな移送サービスの導入等について検討を行うことが課題です。

介護の現状として、老老介護が行われている割合が多く、また仕事と介護を掛け持ちながら取り組んでいる方が約4割を占めています。介護者の負担を軽減するためにも、介護保険サービスや保険外の支援・サービスの利用を促進することが課題となります。

調査の結果から、要介護度が重度となるにつれて「訪問系を含む組み合わせ利用」を推進することにより、介護者の不安や負担を軽減させる効果が期待できることが分かりました。

このことから、介護保険サービスの体制整備をはじめ、ケアマネジメントやケアプラン点検支援により、介護を必要とする多くの高齢者の負担能力に応じた適切な介護保険サービスが行き渡るよう取り組むことが重要といえます。さらに、介護保険サービスの利用に関する情報提供等を引き続き実施することにより、多くの方々に介護保険サービスが認知され、関心を持ってもらうことが重要です。

2. 第6期計画の検証

本計画の第2章から第3章に記載した町の現状や第6期計画の達成状況などから、第6期計画で掲げた3つの基本目標ごとに、現状の取り組みや課題を整理し、第7期計画の策定に向けた方向性を示します。

1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者が生きがいを持って元気に暮らしていけるよう、社会活動への参加促進や居場所づくりを支援するとともに、地域包括支援センターを中心に介護予防事業に取り組んできました。特に介護予防事業については、住民主体の事業として継続している地区等もあり、そういった介護予防事業の普及や住民の健康に対する意識の向上などにより、要支援認定者数の伸びが抑えられ、計画値を下回る結果になったと推測されます。

また、平成29年度からは、介護予防・生活支援サービス事業を開始したところであり、今後も引き続き介護予防事業を継続するとともに、居場所づくりについては立ち上げ支援と継続支援により活動の充実を図ることとします。

高齢者が増加する中で、要介護状態となることを防ぎ、いきいきとした暮らしを実現していくためには、これらの取り組みがより一層重要となります。第7期計画においても、より充実した介護予防・生活支援サービス事業の構築に取り組むとともに、地域における自主的な介護予防活動や居場所づくり等を支援し、高齢者の社会参加を促進していきます。

2) 地域生活支援体制の充実及び強化

1人暮らしの高齢者数とその割合が増えていること、配偶者が主に介護を担う世帯が増えていることから、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築が課題です。

本町では、1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守りネットワーク事業や、在宅医療と介護の連携に向け関係機関と協議を進めてきました。また、認知症サポーター養成講座の開催などにより、認知症に関する啓蒙活動に取り組んできました。

高齢化に伴い、1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯のより一層の増加が見込まれます。高齢者本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域支援体制をより充実させていく必要があります。生活支援コーディネーターの配置や地域ケア会議の実施などにより、地域の課題を把握し、地域の中で互いに見守り、助け合える地域づくりを推進していきます。

また、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、関係者の連携を推進するとともに、必要な支援が提供できるよう体制整備を促進していきます。

3) 介護保険事業運営の推進

第6期計画の介護保険サービスの利用実績を見ると、概ね適正な推計が行われていたと考えられます。しかしながら、高齢化に伴い、要介護（支援）認定者も増加し、介護給付費も年々増加しています。介護保険事業の持続可能性を確保するため、介護予防事業や居場所づくりに力を注ぐとともに、住民主体の活動支援を行いながら、支援が必要な方に適切なサービスが提供できるよう、サービス体制の整備と給付の適正化に取り組んでいく必要があります。

サービス基盤の整備では、特別養護老人ホームへの入所が必要と判断される要介護3以上の要介護者が59人となっており、そのうち30人が現在も在宅介護が行われている現状が挙げられます。要介護3以上の重度認定者に対する在宅介護は介護者に対しても大変負担が大きいため、介護に対する負担を軽減するためにも、介護保険サービスを活用した充実したサービスの提供に取り組んでいく必要性があります。